

社会福祉法人海南省社会福祉協議会
グラウンド・ゴルフ用具等貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 グラウンド・ゴルフ用具等を市民に貸し出す事業を実施することにより、市民の交流及び健康増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱の実施主体は、社会福祉法人海南省社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(貸出品目)

第3条 貸し出す品目は、社協が保有する次の各号に掲げる用具とする。

- (1) クラブ
- (2) ボール
- (3) ホールポスト
- (4) スタートマット
- (5) フラッグ
- (6) スタート表示板
- (7) テント
- (8) 横幕
- (9) ウェイト

(対象者)

第4条 対象者は本市に住所を有する者とする。

2 その他、会長が適当と認めた者とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は2週間以内とする。

(利用料)

第6条 グラウンド・ゴルフ用具等の利用料は、無料とする。

(貸出申請)

第7条 グラウンド・ゴルフ用具等の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、グラウンド・ゴルフ用具貸出申請書（様式第1号-1）、またはテント用具貸出申請書（様式第2号-1）により申請するものとする。

(貸出)

第8条 社協は、前条で申請を受けとった時は、申請書を精査のうえ、貸出しするものとする。

(返却)

第9条 申請者は、グラウンド・ゴルフ用具等の返却にあたり、グラウンド・ゴルフ用具

返却書（様式第1号-2）、またはテント用具返却書（様式第2号-2）に記入し、社協職員の確認を受けるものとする。

（賠償責任等）

第10条 申請者の責に帰すべき事由に基づき生じた故障等の場合は、修理もしくは購入にかかる実費分を申請者に請求することができるが、天災その他不可抗力による場合はその限りではない。

（免責事項）

第11条 貸出したグラウンド・ゴルフ用具等を使用した際に、使用者の取扱いが原因、または不可抗力によるものが原因で、使用者の所有物もしくは身体に故障または傷害等が生じた場合は、社協はその責任を一切負わないものとする。

（貸出台帳及び在庫表の整備）

第12条 社協は、グラウンド・ゴルフ用具等の貸出しを明確にするため、グラウンド・ゴルフ用具等貸出台帳（様式第3号）及びグラウンド・ゴルフ用具等在庫表（様式第4号）を整備しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。